

## 地域医療構想の進め方について

## 1 国の動向

- 厚生労働省の「地域医療構想に関するWG」において検討のうえ、平成 29 年 12 月 13 日「地域医療構想の進め方に関する議論の整理」がとりまとめられた。
- これを踏まえ、平成 30 年 2 月 7 日付けで厚生労働省医政局地域医療計画課長通知が発出された。

## 2 通知の概要（抜粋）

**調整会議の協議事項**

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」で、「個別の病院名や転換する病床数等の具体的対応方針の速やかな策定に向けて、2年間程度で集中的な検討を促進する」とされたことを踏まえ、都道府県は、毎年度、この具体的対応方針をとりまとめる。  
(調整会議において、2025 年における役割・医療機能ごとの病床数について合意を得た全ての医療機関の、① 2025 年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割、② 2025 年に持つべき医療機能ごとの病床数、を含む)
- 平成 30 年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、各都道府県の具体的対応方針のとりまとめの進捗状況についても考慮

**ア. 個別の医療機関ごとの具体的対応方針の決定への対応****【公立病院・公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関】**

- 新公立病院改革プラン、2025 プランを策定した上で、調整会議において、構想区域の医療機関の診療実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、平成 29 年度中に、2025 年に向けた具体的対応方針を協議する。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、速やかに 2025 年に向けた具体的対応方針を決定する。

**【その他の医療機関】**

- 開設者の変更等を含め構想区域において担うべき役割や機能を大きく変更する病院などは、今後の事業計画を策定した上で、調整会議において、速やかに 2025 年に向けた対応方針を協議。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、2025 年に向けた対応方針を決定する。
- それ以外の全ての医療機関は、調整会議において、遅くとも平成 30 年度末までに 2025 年に向けた対応方針を協議。協議が調わない場合は、繰り返し協議を行った上で、2025 年に向けた対応方針を決定する。

**イ. その他**

- 以下の医療機関に対し、調整会議へ出席し、必要な説明を行うよう求める。
  - ・ 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関
  - ・ 新たな病床を整備する予定の医療機関
  - ・ 開設者を変更する医療機関

**地域医療構想調整会議の運営**

- 構想区域によっては全ての医療機関が調整会議に参加することが難しい場合も想定されることから、構想区域の実情にあわせて医療機関同士の意見交換や個別相談などの場を組み合わせながら実施し、より多くの医療機関の主体的な参画が得られるよう進める。